

学研労協 NEWS ニュース

6月20日関東財務局に対し要請行動を行う ～合同宿舎削減問題について

6月20日学研労協は宿舎削減計画について関東財務局に10項目からなる要請書を提出し意見を直接伝える要請行動を行いました。学研労協から6名が参加し、関東財務局宿舎統括課課長補佐と面会して、必要な宿舎戸数を確保するとともに、筑波研究学園都市の成り立ちや特性を踏まえて、入居基準を運用すること、個別事情を配慮しながら、退去までに十分な猶予期間を確保すること、原状回復義務を免除すること等を要請しました。

しかし、関東財務局の回答は、各府省から提出された必要戸数がすでに積み上げられている、5類型の基準適用は府省にゆだねている、原状回復は宿舎法に義務づけられており、廃止宿舎のみその義務を免除する等、従来からの説明を繰り返すにとどまりました。

回答を受けて、さらに必要な宿舎戸数積み上げの再検討、原状回復負担の不公平是正、廃止対象宿舎の決定過程等に関して質問・意見を出しましたが、踏み込んだ回答は一つもありませんでした。そればかりか、入居者数が減ることによる1戸あたり共益費が増大する問題への対応を求めたことに対し、「財務省は共益費の内容に立ち入らない」と回答する等、宿舎利用者の立場に立って、廃止計画に伴う問題を解決するという姿勢は一切感じられませんでした。1時間しか面談時間が無かったため、十分な質疑応答が行えませんでした。最後に、これから予想も付かなかったような問題が出る可能性もあるので、引き続き必要に応じて話し合う場を設けて欲しいと要請し、行動を終えました。

内閣府（行政改革推進会議事務局）と懇談 ～独法改革中間とりまとめについて

行政改革推進会議「独立行政法人改革に関する有識者懇談会」の中間とりまとめが発表されたことを受けて、国公労連は6月20日内閣府（行政改革推進会議事務局）との懇談を行いました。学研労協からも2名が懇談に参加しました。

まず、事務局から中間とりまとめの説明を聞き、次いで参加者から今後のスケジュール、従来の独立行政法人改革検討との関連、法人の業績評価方法、職員の給与等について質問や要望事項が出されました。事務局側は、今回の目的は独法の改組・改廃ではなく独法のあり方を根本的に見直すことで、独法改革の集大成としたいと述べた上で、「最終報告」の時期は未定だが、与党内部での独法改革検討の結論が年内にまとまるのでそのようなペースです。実施は2015年と考えていると回答しました。また、主務大臣が評価することにより法人毎の専門性を担保する、より業績を反映させた給与の決め方が可能になるが説明責任が求められる、等と回答しました。

学研労協は、研究独法について定量化可能な短期的な目標に基づき評価すると、将来の技術の芽が育たない、限られた人件費もとに、業績重視の給与の決め方をしても、モチベーションが上がらない等を指摘し、さらなる検討を求めました。